



申請書の様式などはこちら
(鶴ヶ島市 HP)

鶴ヶ島市街頭防犯カメラ設置補助金 のご案内



令和7年5月
鶴ヶ島市 生活環境課

1. 概要

(1) 趣旨

自治会や商店会が行う自主的な防犯活動を支援するため、街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

(2) 対象団体

自治会、商店会

(3) 対象経費

街頭防犯カメラの設置にかかる経費を対象とします。

(ただし、ポイントやクーポンによる支払い額は除きます。)

補助対象の経費	補助対象外の経費
☐ カメラの機器購入費用 (例) ・カメラ本体 ・記録媒体 (ハードディスクや SD カードなど) など ☐ カメラの設置工事費用 (例) ・カメラの取付費用 ・取付に必要な電気工事 (調査などを含む) ・専用ポールを設置費用 など ☐ カメラの設置を明示するための看板設置費用	☐ 画像確認用のモニター、端末(※) (例) ・パソコン ・タブレット端末 など ☐ 維持管理費用 (例) ・保守料 ・電気料 など ☐ 既存設備の撤去、移設費用 ☐ レンタル・リースの費用 ☐ 予備の記録媒体 ☐ 設置場所の賃借料 など

(※) カメラ本体に附属する専用モニター・端末の場合は、補助対象とします。

(4) 補助額

- ・ 補助率は、対象経費の **2 分の 1** (千円未満は切り捨て) です。
- ・ カメラ **1 台当たり、20 万円を上限**とします。
- ・ **1 団体当たり、年度ごとに 1 回、40 万円を上限**とします。

※台数の制限はありません。

2. 要件

(1) 対象となるカメラ

自治会又は商店会が設置する「街頭防犯カメラ」を対象とします。

必須の要件	推奨事項（必須ではありません）
☐ 犯罪防止を主な目的として、特定の場所を継続的に撮影するために設置すること ☐ 撮影した映像（以下「画像」といいます。）を保存できること ☐ 保存期間が終了した画像を「上書き」により消去できること ☐ 防犯カメラの設置箇所ごとに、「防犯カメラを設置している旨」と「運用責任者（〇〇自治会長、〇〇商店会長など）の名称」を表示すること ☐ 設置場所を市ホームページで公表し、西入間警察署と情報共有することに同意いただけること	☐ 「RBSS マーク」がついた機器であること ➤ 公益社団法人日本防犯設備協会が、優良防犯機器として認定した機器  （RBSS の概要） （RBSS 防犯カメラ目録）

(2) 設置場所・撮影範囲

屋外に設置し、撮影範囲の概ね **2 分の 1 以上が、公共の場**（道路や公園・広場など、不特定多数の人が自由に利用できる場所）となるよう設置してください。

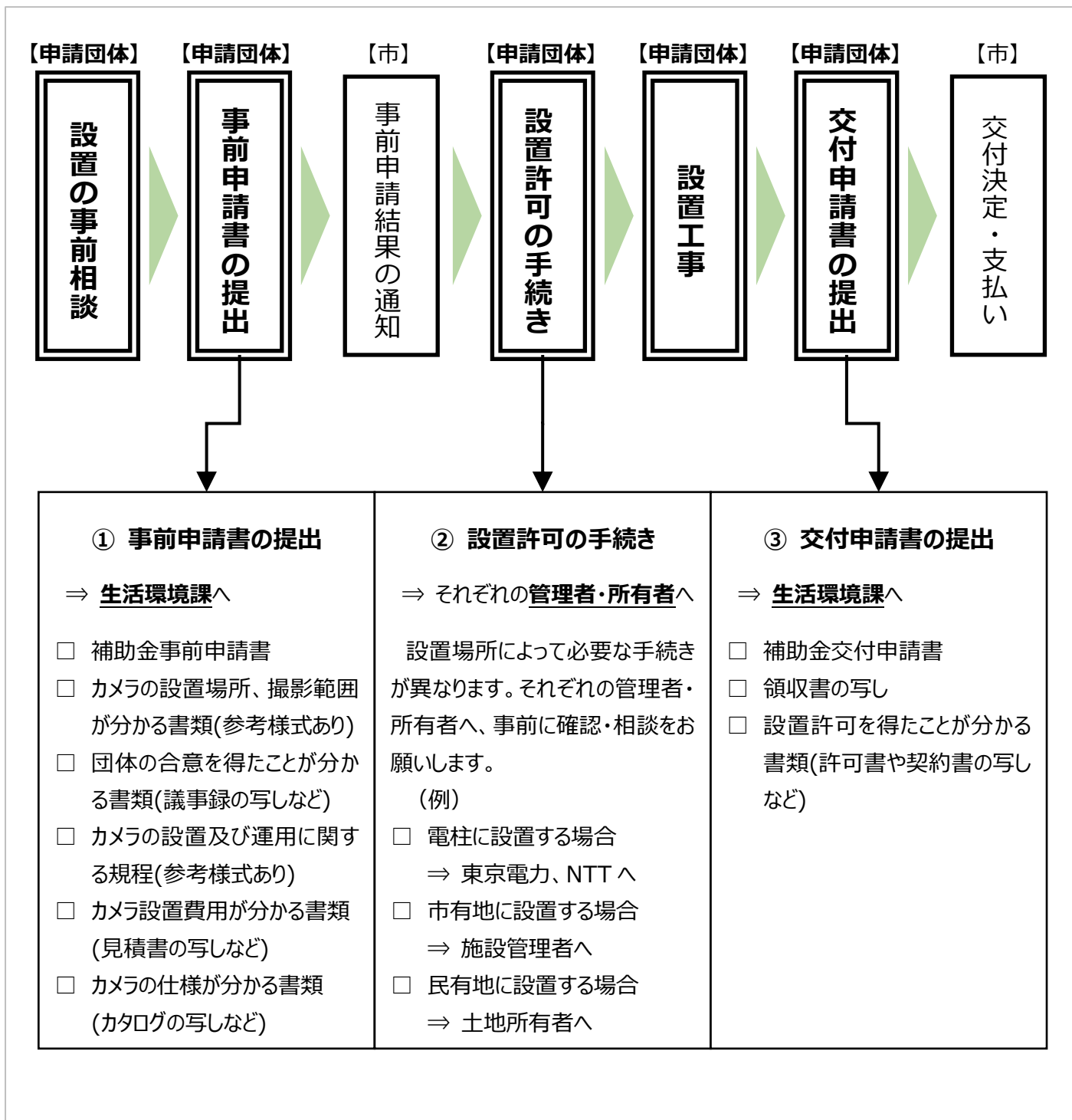
(3) 団体の意思決定

街頭防犯カメラを設置することについて、団体の総会や役員会などで合意を得てください。

(4) 設置・運用に関する規程の策定

「鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針」に基づき、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定し、当該規程を遵守した設置及び運用をしてください。

3. 手続き



参考資料

市ホームページに以下の資料を掲載しています。

- 鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針（PDF 形式）
- （規程例）防犯カメラの設置及び運用に関する規程（Word 形式）
- （様式例）防犯カメラの設置及び運用に関する規程（Word 形式）



（鶴ヶ島市 HP）